契約書

　　　　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

１　品名　公職選挙法に規定する選挙運動用自動車の燃料供給(ガソリン)

２　供給対象の車種及び登録番号

３　供給期間　令和５年４月１８日から令和５年４月２２日までの５日間

４　契約金額　１ℓあたり　　　　 円（消費税込）

　　　　　　　　　　　 上記単価に期間中の供給総量を乗じた額（１円未満の端数を生じた場合は、円未満を四捨五入する。）を契約金額とする。

５　給油所

乙の経営する給油所において供給し、甲が給油するときに乙は甲に給油伝票(自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面)を交付するものとする。

６　請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は公職選挙法に基づき新宮町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、新宮町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は新宮町には請求することができない。

７　この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和５年　　月　　日

甲　　　　　　　　　　　選挙候補者

住所

氏名

乙　住所

名称

代表者